

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

奈義町は中国地方の山間部の人口約6,000人の町で、少子高齢化が進み、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると2040年には人口は4,000人を割り込むと推計されている。基幹産業は農業ではあるが、その大半が兼業農家である。

また、若者の定住と地域の活性化を図るため平成4年に工業団地を18区画整備し、現在ではその全区画が誘致済みとなっている。

そのような中、奈義町では人口維持のために、定住、雇用、子育て支援を一体的に行うことで、人口減少に歯止めをかけようと行政運営を行っているところであり、今後についても町内中小企業の生産性の向上により、若者の町内での雇用が生まれ、人口維持へと結びつけていくことが当町の喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、若者の町内での雇用を拡大し奈義町の人口維持の一助とする。

これを実現するための目標として、計画期間中に3件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

奈義町では農林業、工業、サービス業など多様な業種が町内の産業を支えており、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等すべてとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

奈義町の産業は工業団地の他にも町内全域に工場や事業所が立地し、また、農林業を行っている事業者も町内全域で事業を行っている。このため広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は奈義町内全域とする。

(2) 対象業種・事業

奈義町の産業は、農林業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が奈義町の経済・雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上向上すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、売電を目的とした太陽光発電事業に関しては、自然環境への配慮が特に重要なうえ、その性質から町内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、町内への産業集積等の経済波及効果も希薄である。

このため、本計画において対象とする業種は、太陽光発電事業を除いた全業種とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月18日～令和7年3月31日までです。

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組、また、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。